国 自 貨 第 7 0 号 令和元年10月31日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長

国土交通省自動車局貨物課長

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る 巡回指導結果の報告等の強化について

貨物自動車運送事業法第39条第1号の規定に基づき適正化事業指導員が行った巡回指導結果については、同法第60条第2項の規定に基づき、従前から地方貨物自動車運送適正化事業実施機関(以下「地方実施機関」という。)から運輸支局等(神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。)に対し報告をされているところであるが、今般、貨物自動車運送事業に係る輸送の安全確保等を図るため、悪質性の高い行為に係る地方実施機関からの情報について、下記のとおり報告方法等を定めることとしたので了知願いたい。

また。本通達に基づく報告等に係る制度が的確に運用されるよう、貴機関から 地方実施機関への通知、適正化事業指導員の育成等所要の措置の実施、事業者に 対する周知徹底を図られたい。

なお、平成27年3月11日付け国自貨第86号の2により発出した同通達は、本日限り、廃止することとする。

記

1 報告等対象営業所

(1) 悪質性の高い行為の見られた営業所

以下のいずれかに該当する営業所については、別添様式により、速やかに 運輸支局等に報告願いたい(以下、当該営業所に係る報告事案を「速報事案」 という。)。

- ア 点呼を全く実施していないと疑われる営業所 以下のいずれかに該当する営業所については、別記様式により速やかに
- (ア) 点呼の実施記録が全く保存されていない営業所
- (イ) 点呼の実施記録に係る帳簿は保存されているが、当該帳簿に点呼の実施 記録が全く記載されていない営業所

- イ 運行管理者又は整備管理者が全く存在していないと疑われる営業所 以下のいずれかに該当する営業所(法令により選任が不要である営業所を 除く。)。
 - (ア) 運行管理者選任届出書が提出されている運行管理者が全く存在して いない営業所
 - (イ)整備管理者選任届出書が提出されている整備管理者が全く存在して いない営業所

なお、運行管理者資格者証を有している者又は整備管理者の資格を 有している者が存在していても、法令に基づく選任届出の手続きが行われて いない場合にあっては、速報事案に該当することとするので留意されたい。

- ウ 定期点検を全く実施していないと疑われる営業所 以下のいずれかに該当する営業所。
 - (ア) 定期点検(いわゆる「3月点検」及び「12月点検」の双方を含む。 以下同じ。)に係る点検整備記録簿(営業所に保存されている点検整備記録 簿の写し又は電磁的記録を含む。以下同じ。)が全く保存されていない営業 所
 - (イ) 定期点検に係る点検整備記録簿は保存されているが、当該点検整備記録 簿に点検整備の実施記録が全く記載されていない営業所
- 工 巡回指導における総合評価が「E」と判定された営業所のうち、以下の全て の項目が改善結果報告において未改善(一部未改善の場合を含む。)であった 営業所、又は以下の項目が期限内に改善結果報告の提出がない営業所
 - (ア) 点呼の実施等が不適切であることが確認されたこと
 - (4) 運転者の過労防止等に係る措置が不適切であることが確認されたこと
 - (ウ) 運転者のうち健康診断を2名以上受診していないことが確認されたこと
 - (2) 巡回指導における総合評価で「E」と判定された営業所等

以下のいずれかに該当する営業所については、運輸支局等との協議により 定めた一定の期間ごとに報告願いたい(以下、当該営業所に係る報告事案を 「定期報告事案」という。)。

なお、下記ア、イ又はウに掲げる営業所のうち、地方実施機関において速 やかに報告する必要性が高いと判断されるものについては、(1) に準じて報 告を行われたい、

- ア 巡回指導における総合評価で「E」と判定された営業所のうち、以下のいずれかに該当するもの(1(1) エを除く。)
 - (ア) 巡回指導時に行った改善指導について、3ヶ月以内に改善結果報告を行わないもの
 - (4) 巡回指導時に行った改善指導について、改善結果報告はあったが、

その一部について改善が見られないもので、かつ、再度の巡回指導 において当該違反の改善が見られないもの

- イ 地方実施機関が行う巡回指導を正当な理由がないのに拒否した営業 所
- ウ 新規巡回指導において、許可基準を逸脱するような悪質な事業計画違反 が疑われる営業所
- 工 健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険に加入していない(一部末加入の場合を含む。)又は当該保険料を納付していない営業所
- (3) その他悪質性の高い法令違反が疑われる営業所等

以下のいずれかに該当する営業所については、運輸支局等において会議を定期的に開催するので、個別の事案として具体的に相談願いたい(以下、当該営業所に係る相談事案を「相談事案」という。)。

なお、下記ア又はイについて、違法性の疑いが高いと認められるものについては、速やかに相談願いたい。

- ア 名義貸し、白トラ利用等悪質であるが、構成要件該当性の判断が困難な 法令違反が疑われる営業所
- イ 法令により記録・保存が義務付けられている記録簿について、改ざんが 疑われる営業所
- ウ 巡回指導における総合評価で「D」と判定された営業所のうち、巡回指導に行った改善指導について。3ヶ月以内に改善報告を行わないもの
- エ その他地方実施機関において. 運輸支局等に相談することが必要と判断する営業所

2 報告等の時期

(1) 谏報事案

巡回指導日からおおむね1週間以内を目処に運輸支局等と協議して決定し た期間内に速報する。

なお、1(1) エについては、「巡回指導日から」を「改善結果報告期日から」 に読み替える。

(2) 定期報告事案及び相談事案

1ヶ月を目処に運輸支局等と協議して決定した期間ごとに、当該期間内に 定期報告事案又は相談事案に該当することとなったものをとりまとめて報告 又は相談する。

3 留意事項

(1) 定例会議の運用記1(3) の相談事案を協議するなどの場として、運輸支局等において地方実施機関との定例会議を最低月1回を目処に開催するので、この場を活用して、本制度について的確な運営が図られるよう努められたい。

(2) 事業者に対する周知

本制度について、トラック協会会員の事業者のみならず、事業者全体に対する周知を行い、事業者の遵法意識の向上を図られたい。

なお、本制度の周知に資するため、運輸支局長等が発出する協力依頼文書 (「「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び連携の強 化について」の具体的推進事項について(平成15年2月14日付け国自貨 第100号)」別添の「協力依頼文書の例」のことをいう。)について、所要の 改正をするので留意されたい。

(3) 改善指導の徹底

本制度導入後においても、評価が低調な営業所に対しては、一義的には適 正化事業指導員による指導を通じて、事業者の改善を図る必要性が高いもの であることに留意願いたい。

(4) 適正化事業指導員の育成及び巡回指導の指針の改正

巡回指導の指針について所要の改正を行った上で、本制度の内容や実務上の手続き等について、各種研修や説明会等を通じて、適正化事業指導員の育成に努められたい。

(5) 報告等事案の管理の徹底

本制度により報告等された事案については、運輸支局等より定期的に処理 結果等を回答することとしているので、報告等及び処理結果に係る件数、内容 等のデータについて、運輸支局等と地方実施機関との間で齟齬がないよう、 連携を密にし適切に情報管理を行われたい。

4 本制度の適用

- (1) 速報事案速報事案については、令和元年11月1日以降、適正化事業指導員による巡回指導が行われた営業所を対象とする。
- (2) 定期報告事案及び相談事案定期報告事案及び相談事案については、令和元年11月1日以降、各規定に該当することとなった営業所を対象とする。

○○運輸支局長 殿

○○地方貨物自動車運送適正化事業実施機関 本部長 ○ ○ ○ ○

巡回指導に係る速報事案について

	事 業	者 番	号	
営	名		称	
業	所	在	地	
所	電 話	· 番	号	
	巡回指導時の対応者			
巡	回指	導 日	時	
巡	回指	導 結	果	A · B · C · D · E · その他
担	当巡回	可 指 導	員	
速	報	事	項	口 点呼を全く実施していない ロ 点呼の実施記録が全くない ロ 点呼の実施記録簿はあるが記載が全くない ロ 選任された運行管理者が全くいない ロ 選任届出が出されていない ロ 選任届出はあるが該当者がいない ロ 選任届出が出されていない ロ 選任届出が出されていない ロ 選任届出が出されていない ロ 選任届出が出されていない ロ 選任届出はあるが該当者がいない ロ 定期点検を全く実施していない。 ロ 定期点検の記録が全くない ロ 定期点検の記録簿はあるが記載が全くない ロ ご回指導における総合評価が「E」と判定され、特定の違反項目のいずれにも未改善事項がある
備			考	
*	受 理	年 月	日	
*	処 理	l 結	果	
※ 地方実施機関への回答日				

※印は運輸支局等で記載